⑺　回収可能サービス価額

②水源林については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

③建物、④構築物については取り壊しによるものであり、いずれも売却を想定していないため、使用価値相当額としております。使用価値相当額は、③、④について使用しないという決定を行っていることから、それぞれ備忘価額としております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　28,564,400円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　28,221,100円

（資産除去債務関係）

⑴　資産除去債務の概要

当研究所本所の主要な研究棟について、建築材料に石綿等を使用しているため、建物の解体時に法令の定める方法により除去する義務を有しております。

また、林木育種センターの土地について、林野庁と借地契約を締結しております。当該土地上の建物については、建物撤去及び退去に伴う原状回復義務を有しております。

⑵　合理的に見積もることができない旨及びその理由

現在、主務大臣から指示される第４期中長期目標（平成28年４月から平成33年３月）において当研究所本所及び林木育種センターの移転、廃止又は解体については明記されておりません。当研究所が作成した第４期中長期計画（平成28年４月から平成33年３月）においても、本所及び林木育種センターの移転等は計画しておりません。さらに、当研究所本所が実施する研究及び林木育種センターが実施する林木の新品種開発等は「森林総合研究所法」第11条「業務の範囲」に規定される当研究所の主要業務であり、その移転等については、当研究所の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断を考慮して行なわれるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

以上の理由より、資産除去債務に関連する建物の解体ないし退去の時期を決定することができず、また、現時点で解体ないし退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（不要財産に係る国庫納付関係）

（研究・育種勘定）

⑴　関西支所宇治見実験林　（単位：円）

①	資産種類		土地	構築物	
②	資産名称		雑種地	囲障	
③	帳簿価格	⑴取得価格	12,500,000	241,000	
		⑵減価償却	0	240,999	
		⑶帳簿価格	12,500,000	1	
④	不要財産となった理由		試験研究の終了に伴い不要となったため	試験研究の終了に伴い不要となったため	
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	
⑥	譲渡収入の額		該当はありません	該当はありません	
⑦	控除費用		該当はありません	該当はありません	
⑧	国庫納付等の額納付年月日	⑴国庫納付額	現物納付のため該当はありません	現物納付のため該当はありません	
		納付年月日	平成28年６月10日	平成28年６月10日	
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―	
		納付年月日	―	―	
		⑶その他民間等への払戻額	―	―	
		納付年月日	―	―	
⑨	減資額		12,500,000	241,000	
⑩	備考		京都府京都市		

⑵　関西支所島津実験林　（単位：円）

①	資産種類		土地	立木竹	構築物
②	資産名称		雑種地	竹	門、囲障、雑工作物
③	帳簿価格	⑴取得価格	433,000,000	2,776,800	1,512,400
		⑵減価償却	0	2,776,799	1,307,746
		⑶帳簿価格	433,000,000	1	204,654
④	不要財産となった理由		試験研究の終了に伴い不要となったため	試験研究の終了に伴い不要となったため	試験研究の終了に伴い不要となったため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第４項の規定に基づく現物納付
⑥	譲渡収入の額		該当はありません	該当はありません	該当はありません
⑦	控除費用		該当はありません	該当はありません	該当はありません